

新島村2020東京オリンピックサーフィン競技招致委員会設置要綱

(設置目的)

第1条 当村において、2020年東京オリンピック「サーフィン競技」への積極的な招致活動を行うため、新島村2020東京オリンピックサーフィン競技招致委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を検討する。

- (1) 招致に関わる施策に関すること。
- (2) 招致施策の実行主体（官民の役割分担など）に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員11名以内で組織する。

- 2 委員は、住民及び関係機関の職員並びに村内関係団体等のうちから村長が委嘱する。
- 3 委員の任期は2020年東京オリンピック「サーフィン競技」の開催地が決定するまでとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会等の庶務は、企画財政課企画調整室において処理する。

(委員に対する出席謝礼)

第7条 村職員以外の委員に対する出席謝礼は、別表に定めるところにより支給する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会等の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年6月17日から施行する。

(招集の特例)

2 この要綱の施行の日以後最初に招集される委員会の会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、村長が招集する。

別表

項目	日額
委員	10,000 円
委員以外の者	10,000 円
交通費 (若郷住民)	800 円
交通費 (式根島住民)	840 円